

## させば四ヶ町チャレンジショップ出店者応募要領

### ○ 事業の主旨

させば四ヶ町商店街では、まちなかを一緒に盛り上げる仲間を募集しています。  
みんなで楽しい佐世保を創りましょう。

### ○ チャレンジショップ

- ・ 所在地 佐世保市本島町 4-15 させば四ヶ町商店街内 シトラス
  - ・ 区画数 4区画 1区画約4㎡ ※同一店舗内（店舗で入口は共通）（別図）
  - ・ 営業開始予定日 令和8年4月1日（水）
  - ・ 営業終了予定日 令和9年2月28日（日）
- 第1期 令和8年4月1日（水）～令和8年5月31日（日）  
第2期 令和8年6月1日（月）～令和8年7月31日（金）  
第3期 令和8年8月1日（土）～令和8年9月30日（水）  
第4期 令和8年10月1日（木）～令和8年11月30日（月）  
第5期 令和8年12月1日（火）～令和9年1月31日（日）  
第6期 令和9年2月1日（月）～令和9年2月28日（日）
- ・ 営業可能時間 10：30～17：30
  - ・ 使用料（1区画）

月	10,000円(税抜)	水道光熱費（電気及び上下水道料）込み
週	3,000円(税抜)	〃
日	500円(税抜)	〃

※使用料の支払時期及び方法：営業開始前までにさせば四ヶ町商店街事務局へお支払いください。

- ・ 設備及び什器等

電気	100V 1口 / 区画（共同利用）
水道設備	トイレ、洗面台（共同利用）
エアコン	設置されているもの
テーブル	60×180×60（奥行×幅×高さ）
パーテーション	（共同利用）

※上記設備以外のは出店者負担となります。

又、設備の持ち込みについては、事前に主催者への承認申請が必要となります。

例：各店舗の飾り等の内装、商品陳列ケース、金庫等の備品など

### ○ 出店対象者（地域住民グループ及び団体での申し込みも可能）

- ・ 小売業、サービス業を行う者（出店可否は別途判断する）
- ・ バザー、フリーマーケット活動を行われる方、又は団体

### ○ 出店条件

- ・ 18歳以上の者
- ・ 自主性をもって店舗を運営できる者
- ・ 出店期間中の来店人数や売上等の情報を主催者に提供できる者
- ・ 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者
- ・ 出店終了後、アンケートへの御協力が出来る者

○ 禁止事項

- ・ 危険又は迷惑と考えられる行為を行うこと
- ・ 火気を使用すること
- ・ 飲酒、喫煙を行うこと
- ・ 主催者が承認した内容以外で施設を利用すること
- ・ 施設内に居住すること
- ・ 施設の全部又は一部を第三者に利用させ、もしくは出店に係る権利を譲渡又は担保に供すること
- ・ 主催者の許可なく施設に改装等の工事等を行うこと
- ・ 施設運営を妨害する行為
- ・ 連鎖販売取引及びそれに類似した行為
- ・ 主催者と出店者との信頼関係を損なう行為

○ 募集関連事項

- ・ 出店の許可は、応募者が出店条件を満たしているかを確認の上で、出店許可通知書をもって行います。ただし、応募者が出店条件を満たしている場合であっても、主催者の裁量により出店許可をしないことがあります。
- ・ 出店者は主催者が発行する出店許可通知書に記載の出店開始日より出店することができ、それ以前に出店を行うことができません。
- ・ 主催者が応募者の出店許可の際に指定する区画については、予告なく変更する場合があります、出店者はこれに応じなければなりません。
- ・ 出店者の行為が禁止事項に該当すると主催者が判断する場合には、主催者は出店者との間における出店にかかる約定を直ちに解除することができ、また、使用料の不払い等その他及び約定違反が出店者にあると主催者が判断する場合も同様とします。
- ・ やむを得ない事情により主催者にて事業を中止する場合は、出店者との間の出店にかかる約定を直ちに解除できることとします。

○ 留意事項

- ・ 運営期間での事業中止は原則として許可しない
- ・ 営業に際し、法令による許認可等が必要な場合は、出店者自身にて必ず取得して下さい。
- ・ 事業期間中の周辺住民等からの苦情、訴訟等については出店者の自己責任で解決を図ること
- ・ 出店者が施設内に持ち込んだ什器等に関する保守及び修理、保険等については 出店者自身で対処すること
- ・ 防犯・防災対策は出店者においてとり、万が一、施設内において盗難等が発生した場合であっても主催者は一切の責任を負わない
- ・ 営業時間は原則として 10 時 30 分から 17 時 30 分とするが、当該時間を超過する場合等は別と協議する。
- ・ 申込み受付時間： 10 時～17 時 30 分（年末年始、お盆、日祭日を除く）

【主催】 させば四ヶ町商店街協同組合

【協力団体】 佐世保市・佐世保商工会議所

【問合せ先】 させば四ヶ町商店街協同組合 事務局

住 所：〒857-0871 長崎県佐世保市本島町 4-15

電 話：0956-24-4411 FAX：0956-24-4412

E-mail： office@yonkacho.com